

西粟倉村の職員給与等について

村職員の給与については、その適正な水準を維持するため、国・県の職員の給与や村の財政事情に考慮しながら、議会の審議を経て決めることになっています。

そこで、今月号では村職員の給与や職員数の状況等についてお知らせします。(平成20年4月1日現在)

1 人件費の状況(平成19年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (20.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比 (B/A)	(参考)18年度の 人件費比率
	千円	千円	千円	%	%
1,625人	1,550,841	88,008	247,778	16.0	12.5

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬を含む。

2 職員給与費の状況(平成20年度一般会計予算)

職員数 (A)	給与費(千円)				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	内期末・勤勉手当	計(B)	
35人	119,345	65,435	48,555	184,780	5,279千円

(注) 1 職員手当には、退職手当は含まない。
2 給与費は当初予算書に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職(一)			一般行政職(二)		
平均給料月額	給料	平均年齢	平均給料月	平均給与月額	平均年齢
297,500円	319,000円	41歳	244,100円	251,600円	53歳

4 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任/係長	主幹	課長補佐	課長	
職員数	3人	7人	3人	6人	3人	5人	27
構成比(%)	11.1	26.0	11.1	22.2	11.1	18.5	100
1年前の構成比	3.9	23.1	15.4	19.2	11.5	26.9	100

(注) 西粟倉村職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

7 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

		職員数(人)			対前年増減数(人)		
		平18	平19	平20	平18	平19	平20
一般行政	議会	1	1	1			
	総務	8	7	6	△1	△1	△1
	税務	1	1	1			
	労働						
	農水	5	4	4		△1	
	商工	2	2	3			1
	土木	1	1	1			
	小計	18	16	16	△1	△2	
福祉関係	民生	4	4	5			1
	衛生	1	2	2	△1	1	
	小計	5	6	7	△1	1	1
	一般行政	23	22	23	△2	△1	1
特別行政	教育	11	11	12	1		1
	警察						
	消防						
	小計	11	11	12	1		1
公営企業等	病院						
	水道						
	交通						
	下水道	1	1	1			
	その他	6	5	5		△1	
	小計	7	6	6		△1	
	総合計	41	39	41	△1	△2	2

5 職員の初任給の状況

区分	決定初任給	採用2年経過 給料額	
一般行政職	大学卒	172,200円	185,800円
	高校卒	140,100円	149,800円

6 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	
給料	村長	574,000円
	副村長	513,000円
報酬	議長	263,000円
	副議長	220,000円
	議員	200,000円
期末	村長	(20年度支給割合) 6月期 2.15月分 12月期 2.35月分 計 4.5月分 ※加算措置有
	副村長	
手当	議長	(20年度支給割合) 6月期 1.70月分 12月期 1.80月分 計 3.50月分 ※加算措置有 50%減額
	副議長	
	議員	

8 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①基本方針

三位一体改革・地方分権等及び住民ニーズの高度化、多様化に適切に対処するため、徹底した行財政改革に取り組むことが必要と考えられる。

昨今の厳しい財政状況をふまえ事業の増減に応じて、組織・体制・事務事業の見直しを徹底し、職員の定期的な人事異動の中で、適正配置による最大の効果を図る。

②年度別定員適正化計画の推進手順(単位:人)

部門	区分	平17	平18	平19	平20	平21	平22	合計
一般行政職	減員	0	0	△1	0	△1	△1	△3
	増員	0	0	0	0	0	0	0
	差引	0	0	△1	0	△1	△1	△3
	職員数	25	23	24	24	23	22	

③進捗状況

事務事業の統廃合や、縮小を行い長期的に人員削減を行う。

(平成22年4月1日時点での計画値) 22人

実人員 23人

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員を含み、臨時または非常勤職員を除いている。